

発達障害者支援法の一部を改正する法律 概要

- 障害者をめぐる国内外の動向…障害者権利条約の署名(平成19年)・批准(平成26年)
障害者基本法の改正(平成23年)等
- 発達障害者支援法の施行の状況…平成17年の施行後、約10年が経過



発達障害者の支援の一層の充実を図るため、
法律の全般にわたって改正

第1 総則

- (1) 目的(第1条)
切れ目ない支援の重要性に鑑み、障害者基本法の理念にのっとり、共生社会の実現に資することを目的に規定
- (2) 発達障害者の定義(第2条)
発達障害がある者であって発達障害及び「社会的障壁」により日常生活・社会生活に制限を受けるもの
※ 社会的障壁：発達障害がある者にとって日常生活・社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの
- (3) 基本理念(第2条の2)
発達障害者の支援は
 - ①社会参加の機会の確保、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない
 - ②社会的障壁の除去に資する
 - ③個々の発達障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、関係機関等の緊密な連携の下に、意思決定の支援に配慮しつつ、切れ目なく行う
- (4) 国及び地方公共団体の責務(第3条)
相談に総合的に応じられるよう、関係機関等との有機的な連携の下に必要な相談体制を整備
- (5) 国民の責務(第4条)
個々の発達障害の特性等に関する理解を深め、発達障害者の自立及び社会参加に協力するよう努める

第2 発達障害者の支援のための施策

- (1) 発達障害の疑いがある場合の支援(第5条)
発達障害の疑いのある児童の保護者への継続的な相談、情報提供及び助言
- (2) 教育(第8条)
発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮
個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成の推進、いじめの防止等の対策の推進
- (3) 情報の共有の促進(第9条の2)
個人情報の保護に十分配慮しつつ、支援に資する情報共有の促進のため必要な措置を講じる
- (4) 就労の支援(第10条)
主体に国を規定、就労定着の支援を規定、事業主は雇用の機会の確保、雇用の安定に努める
- (5) 地域での生活支援(第11条)
性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じた地域での生活支援
- (6) 権利利益の擁護(第12条)
差別の解消、いじめの防止等及び虐待の防止等のための対策推進、成年後見制度が適切に行われ又は広く利用されるようにすること
- (7) 司法手続における配慮(第12条の2)
司法手続において個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保等の適切な配慮
- (8) 発達障害者の家族等への支援(第13条)
家族その他の関係者に対し、情報提供、家族が互いに支え合うための活動の支援等

第3 発達障害者支援センター等

- (1) センター等による支援に関する配慮(第14条)
センター等の業務を行うに当たり、可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるよう配慮
- (2) 発達障害者支援地域協議会(第19条の2)
支援体制の課題共有・連携強化・体制整備協議のため都道府県・指定都市に設置

第4 補則

- (1) 国民に対する普及及び啓発(第21条)
学校、地域、家庭、職域等を通じた啓発活動
- (2) 専門的知識を有する人材の確保等(第23条)
専門的知識を有する人材の確保・養成・資質の向上を図るために、個々の発達障害の特性等に関する理解を深めるための研修等を実施
- (3) 調査研究(第24条)
性別、年齢等を考慮しつつ、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、個々の発達障害の原因の究明等に関する調査研究

第5 その他

- (1) 施行期日(附則第1項)
公布日から3月内の政令で定める日
- (2) 検討(附則第2項)
国際的動向等を勘案し、知的発達の疑いがある者等について実態調査を行い、支援の在り方にについて検討等